

◎ 官報掲載料金が平成31年4月1日の掲載分から改定されます。つきましては、平成31年1月1日受付以降の申立事件の予納金については次のとおりになります。

手 続 費 用 一 覧 表

31.1.1改訂

申立人		手 続	収入印紙	郵便切手	(切手内訳)	予 納 金
自 己 破 産	自 然 人	同時廃止		1,230円	82円 × 15枚 ※1	11,644円
		少額管財	1,500円	3,750円	120円 × 2枚 82円 × 40枚 10円 × 20枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚 ※2	218,205円 ※3, ※4
		通常管財				下記一覧表のとおり
	法 人	少額管財	1,000円	4,750円	500円 × 2枚 120円 × 2枚 82円 × 40枚 10円 × 20枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚 ※2	214,516円 ※3
		通常管財				下記一覧表のとおり
	債権者		通常管財	20,000円	7,000円	上記の他に下記の切手の予納が必要になります。 500円×4枚, 50円×4枚, 10円×5枚

※1 債権者数が12名を超える場合は、82円分×(債権者数+3)です。

※2 債権者数が35名を超える場合は、債権者が1名増える毎に82円分の切手1組を追加してください。(例:債権者40名→82円分を5組追加)。

※3 少額管財事件において、予納金の分割納付の取扱いはありません。

※4 法人と同時に申し立てた場合の少額管財(法人併存型)における代表者個人の予納金は、11万8205円です。

通 常 管 財 予 納 金 一 覧 表

負 債 総 額 ※5	法 人	自 然 人
5000万未満	70万円	50万円
5000万～1億未満	100万円	80万円
1億～5億未満	200万円	150万円
5億～10億未満	300万円	250万円
10億～50億未満	400万円	
50億～100億未満	500万円	

※5 債権者申立における注意:負債総額とは、当該申立債権者の債権額のみでなく、他の債権者の債権額も含めた総額です。

